

# 地理的表示保護制度を中心とした農林水産分野の知的財産戦略の推進状況

平成28年2月25日

農林水産省食料産業局知的財産課

# 目次

I .地理的表示法の推進状況について	.....p1
・地理的表示保護制度の運用状況①	.....p1
・(参考)地理的表示保護制度とは	.....p3
・地理的表示保護制度の運用状況②	.....p4
・海外での我が国GIの保護について	.....p5
・地理的表示(GI)等活用総合対策事業	.....p6
II .農林水産分野における知財戦略の推進状況について	.....p7

# I. 地理的表示法の推進状況について

## 地理的表示保護制度の運用状況①

- 地理的表示法は平成27年6月1日に施行。平成27年6月1日から申請の受け付けを開始し、これまでに約60件の申請を受け付け。
- 平成27年12月に7産品、平成28年2月に3産品を登録。

### 登録産品発表会・登録証授与式 (平成27年12月22日)

初めての登録となった7産品について、各生産者団体から産品の特性等の紹介や今後の抱負を発表。

森山農林水産大臣から各生産者団体の代表者へ登録証が授与がされた。



### 登録産品 (平成28年2月2日時点)

登録番号第1号  
あおりカシス

生産地:青森県東青  
地域※

団体:あおりカシスの会



#### 特性

品種は「あおりカシス」。さわやかな酸味や独特の芳香があり、アントシアニンも豊富。完熟したものから選別し、全て手摘みで収穫。

#### 地域との結び付き

昭和40年に弘前大学教授がドイツで、青森の気候に適するであろうと苗木提供の申し出を受けて導入。品種改良せず、当時の品種のまま地域で守り育ててきた。

※青森市、東津軽郡平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町

登録番号第2号但馬牛

生産地:兵庫県内

団体:神戸肉流通推進協議会



#### 特性

兵庫県北部の但馬地方の山あいでは長い歳月をかけ改良を重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B2等級以上に格付けされた枝肉であり、肉そのものが柔らかい。

#### 地域との結び付き

素牛である但馬牛は、兵庫県の県有種雄牛のみを歴代に亘り交配した牛で、約1200年も昔から兵庫県北部の但馬地方の山あいで農耕用の役牛として保存。明治期に肉牛として遺伝的に良質な血統であることが認識され、長い歳月をかけ改良を重ねられた良質な肉質の肉用牛。

## 登録番号第3号 神戸ビーフ

生産地: 兵庫県内

団体: 神戸肉流通推進協議会

## 特性

兵庫県北部の但馬地方の山あいでは長い歳月をかけ改良が重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B4等級以上でBMSNo6以上に格付けされた枝肉であり、最高級の霜ふり肉。

## 地域との結び付き

素牛である但馬牛は、兵庫県の県有種雄牛のみを歴代に亘り交配した牛で、約1200年も昔から兵庫県北部の但馬地方の山あいでは農耕用の役牛として保存。明治期に肉牛として遺伝的に良質な血統であることが認識され、長い歳月をかけ改良が重ねられた良質な肉質の肉用牛。



## 登録番号第4号 夕張メロン

生産地: 北海道夕張市

団体: 夕張市農業協同組合

## 特性

果肉は、内部色はオレンジ色で、繊維質が少ないことから非常に柔らかく、ジューシー。芳醇な香りが強い「夕張キング」という品種を使用しており、糖度は10度以上。

## 地域との結び付き

山や丘陵に囲まれて昼夜の気温差が大きく、また、降水量が少ない上、火山灰土壌で水はけがよいという地理的特徴から、優れた品種特性が発揮される。さらに、栽培技術の蓄積による細やかな栽培管理により、この地域でないと「夕張メロン」を栽培することはできない。



## 登録番号第5号 八女伝統本玉露

生産地: 福岡県内

団体: 八女伝統本玉露推進協議会

## 特性

茶葉収穫前に稲わら等の天然資材で被覆することにより「覆い香」といわれる香気成分の含有量が高い茶葉が生産される。味は濃厚で非常にうま味が強く、「まろやか」で「こく」がある。

## 地域との結び付き

立地条件がもたらす朝夕の気温差が朝霧の発生を促し、うま味成分が多く蓄えられるため、高品質な茶が生産される。稲わら等の天然資材による棚被覆(間接被服)や自然仕立て、手摘み作業といった生産方法を110年以上守り受け継いでいる。



## 登録番号第6号 江戸崎かぼちゃ

生産地: 茨城県稲敷市及び牛久市桂町

団体: 稲敷農業協同組合

## 特性

完熟で収穫を行うため、ほくほくとした食感で甘味がある。果皮の緑色が濃く、質感がゴツゴツしており、果肉色は濃いオレンジ色。

## 地域との結び付き

土壌は火山灰層(関東ローム層)であり排水性が高く、年間を通して適度な降水があるため加湿に弱いカボチャの生産適地。約50年にわたる生産の歴史の中で培われた栽培方法と全ての圃場に対する厳格な検査体制を継承し続け、完熟収穫を徹底。



## 登録番号第7号 鹿児島島の壺造り黒酢

生産地: 鹿児島県霧島市福山町及び隼人町

団体: 鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会

## 特性

屋外に並べた壺を使って仕込み発酵するという独特な製法による米黒酢。発酵に6か月以上、熟成に6か月以上の長期熟成から生まれる特有の香りとまろやかな酸味。

## 地域との結び付き

1800年代初期には生産が開始された伝統的製法による黒酢の発祥の地。一年を通じて温暖で寒暖の差が小さく、また、薩摩焼の壺が身近に得られる土地柄は黒酢造りに最適の地である。



## 登録番号第8号 くまもと県産い草

生産地: 熊本県八代市、八代郡水川町、宇城市、球磨郡あさぎり町

申請者: 八代地域農業協同組合、熊本宇城農業協同組合、球磨地域農業協同組合

## 特性

茎長が長く畳表の製織に適した熊本県優良指定品種(ひのみどり、夕凧、ひのはるか)を用い、伝統的な「泥染め」製法により光沢や色調を整えた良質ないぐさ。

## 地域との結び付き

熊本県優良指定品種(ひのみどり、夕凧、ひのはるか)は生産地の生産者に栽培が限られている。泥染め行程はいぐさ栽培の歴史に合わせて効率的な製法技術として確立。



## 登録番号第9号 くまもと県産い草畳表

生産地: 熊本県八代市、八代郡水川町、宇城市、球磨郡あさぎり町

申請者: 八代地域農業協同組合、熊本宇城農業協同組合、球磨地域農業協同組合

## 特性

栽培から加工・製織までの行程を一貫して行い、泥染めされたいぐさを使用し、揃いの長さで製織することにより、色合いや品種特性が統一された高品質な畳表。

## 地域との結び付き

いぐさ栽培の歴史に合わせて栽培から加工・製織までの行程を一貫して行う畳表生産が地場産業として定着し、1970年には日本一の産地に成長。



## 登録番号第10号 伊予生糸

生産地: 愛媛県西予市

申請者: 愛媛県西予市蚕糸業振興協議会

## 特性

時間をかけて丁寧に繭から糸を引き出すため、蚕がS字状に吐いて作った糸の繊維のうねりがそのまま残り、嵩高となる。また、光沢があり、ふんわりと柔らかい風合いの糸。

## 地域との結び付き

生の状態で冷蔵保存した繭を原料とする生繰り法により、テンション(張力)を抑えつつ低速で、かつ、多数の繭から繰糸する多条繰糸機を用いて生産する貴重な産地。



# (参考) 地理的表示保護制度とは

- 地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている商品について、その名称を知的財産として保護するもの。
- 国際的に広く認知されており、世界で100か国を超える国で保護。

## 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(トリップス協定)

トリップス

[WTO協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約第15号)附属書1C]

### ○ TRIPS協定における定義(第22条1)

ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

## 諸外国における地理的表示保護制度の導入状況

- 諸外国では、地理的表示に対する独立した保護を与えている国は、100か国以上。

アジア	中東	欧州 (EUを除く)	EU	中南米	アフリカ
11か国	7か国	17か国	(28か国)	24か国	24か国

※ 国際貿易センター(WTOと国連貿易開発会議(UNCTAD)の共同設立機関)調べ(平成21年)

## EUの地理的表示保護制度の マーク [\(http://eumag.jp/issues/c1013/\)](http://eumag.jp/issues/c1013/)



PDO(原産地呼称保護):  
特定の地理的領域で受け継がれたノウハウに従って生産・加工・製造された農産物、食品、飲料が対象。



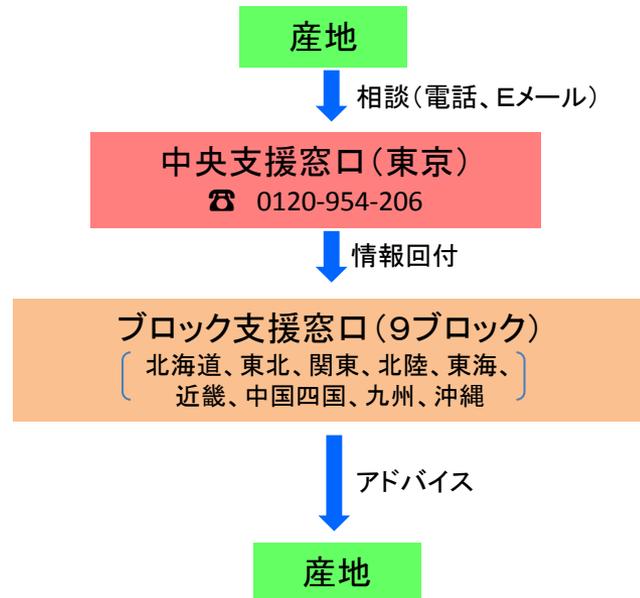
PGI(地理的表示保護):  
特定の地理的領域と密接に関連した農産物、食品、飲料が対象。生産・加工・製造の少なくとも一段階がその地域で行われていなければならない。

# 地理的表示保護制度の運用状況②

- 平成27年5月から、「GIサポートデスク」を設置し、申請に向けた相談やアドバイスを開始。
- 全国の都道府県においてGI制度に係る説明や登録申請に向けた個別相談会を開催。
- 今後は、登録産品を事例として、一層のGI登録の促進を図ることを目的としたGI登録産品事例報告会を開催予定。

## GIサポートデスクの概要

産地からの相談を「中央支援窓口」で一元的に受け付けた後、当該産地を所管する「ブロック支援窓口」のアドバイザーがアドバイスを実施。



## 相談件数

- ◇ 相談窓口開設以来の相談件数は500件超  
(平成28年1月26日現在)

〔北海道:22件、東北:63件、関東:134件、北陸:52件、近畿:87件、  
中国四国:56件、九州:116件、沖縄:4件〕

## 説明会・個別相談会

- ◇ 平成27年7月30日～12月24日に47都道府県において開催。
- ◇ 個別相談会には計229団体・事業者が参加。

## GI登録産品事例報告会

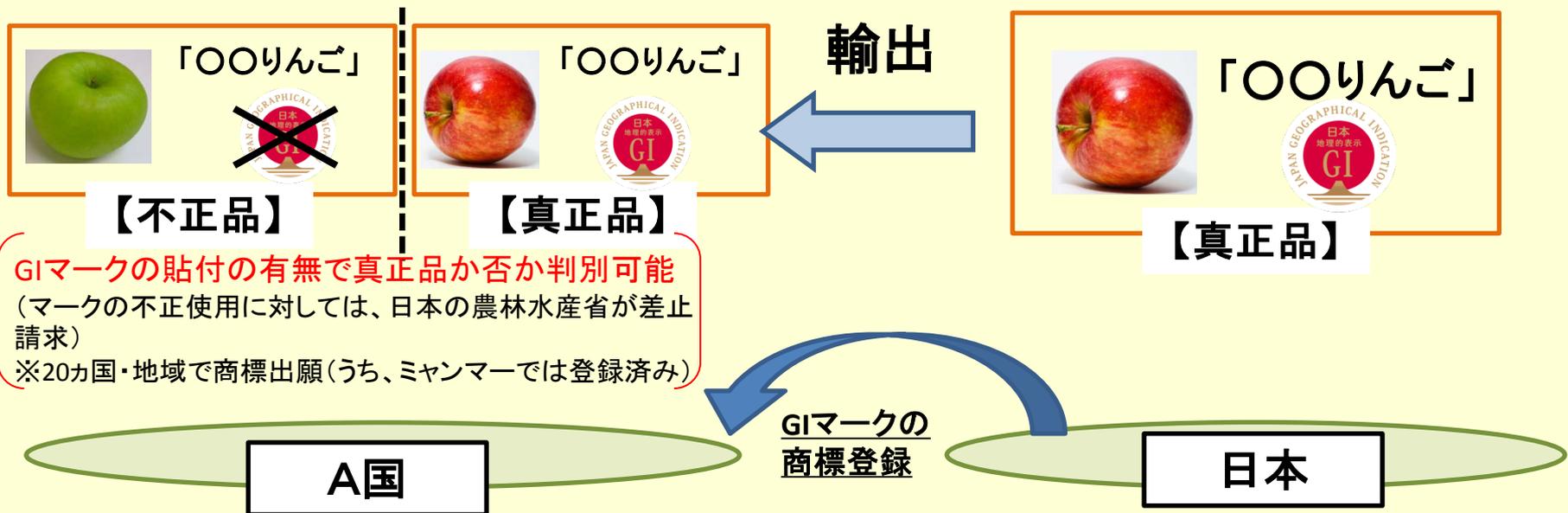
一層のGI登録を促進するため、以下を内容とする事例報告会を平成28年2月4日から全国10か所で開催予定。

- ◇ GI登録生産者団体から、GI申請の経緯や取組のポイント、GIを生かした今後の展開等について発表。
- ◇ 公示された申請書等を参考に、申請書の書き方等について解説。

# 海外での我が国GIの保護について

- 地理的表示法は日本国内でしか効力を有さないため、登録されたことをもって、直ちに海外でも当該地理的表示が保護されるものではない。
- 今後、海外におけるGIマークの商標登録や、地理的表示保護制度を有する国との間での相互保護の枠組みづくりを通じて、海外においても我が国の真正な特産品であることが明示され、差別化が図られるよう取り組んでいく。

## 海外でGIマークを商標登録



# 地理的表示（GI）等活用総合対策事業【H28年度概算決定額173,902(0)千円】（新規）

- GIをはじめとする知的財産を活用した地域ブランド化を推進することにより、我が国農林水産物・食品等の輸出促進と生産拡大を支援。
- 海外におけるジャパンブランドの知的財産侵害対策を強化し、食料産業のグローバル展開を支援。

※GI: Geographical Indication（地理的表示）

## GIの活用・登録支援 （地理的表示保護制度推進事業）

- 登録支援窓口を中央及びブロックに整備し、GI登録を支援
- GI等の地域ブランドの戦略的・効果的な活用を促進

## GI等を活用した地域ブランド化とビジネス化支援 （知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業[新規]）

- GIサミット開催等地域ブランド産地相互のネットワーク構築
- GI登録産品を含めた地域ブランド産品の展示・商談会の開催
- 地域産品を活用したビジネスモデルを支える知的財産マネジメントを実践できる人材の育成
- 高品質なジャパンブランド産品の生産意欲を喚起
- ビジネスモデルの構築とそれを支える知的財産マネジメントを実践できる人材の育成により、高収益な事業展開を支援

## GIの普及啓発・理解促進 （GIを活用したビジネス戦略調査委託事業[新規]）

- マーケティングにGIを戦略的に活用している産地の販売戦略、GIによる経済効果等についての調査・分析
- 制度導入のメリット及び効果的な活用方を普及啓発

## 海外における知的財産侵害対策の強化 （海外知的財産監視委託事業[新規]）

- GIマーク等の不正使用の監視
- 我が国農林水産物や地名の商標出願等の監視
- ジャパンブランドの模倣品に係る海外現地調査
- 知的財産侵害に係る国別相談窓口の設置
- 海外における侵害事例、知的財産を活用した海外展開ビジネスモデルの情報収集
- 高品質な真正のGI産品、ジャパンブランドが海外で流通
- 知的財産を活用した海外展開事例の普及啓発により、我が国食料産業のグローバル展開を支援

一体的  
に推進

GI登録産品・ジャパンブランドの輸出促進とこれらを求めるインバウンドに貢献

## Ⅱ. 農林水産分野における知財戦略の推進状況について

- 農林水産省は、農林水産省知的財産戦略検討会(座長:妹尾堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長)を設置し、平成27年5月に「農林水産省知的財産戦略2020」を公表。
- 戦略公表以降、戦略の内容を着実に推進するとともに、関係団体・事業者等への説明のほか、地方農政局等を通じた周知等により、普及啓発に努めてきたところ。
- PDCAで随時点検することとしており、平成28年度前半目処にフォローアップを実施予定。
- 地理的表示保護制度及び地域団体商標制度の活用によるブランド化の促進等のため、農林水産省及び特許庁、地方農政局知財担当と知財総合支援窓口との連携を推進。

### 農林水産省知的財産戦略2020

### 主な実績と今後の取組

#### 地理的表示保護制度の活用等によるブランド化の推進

(登録支援窓口の設置)

- 登録申請相談窓口(GIサポートデスク)を設置するとともに、全都道府県で、生産者、自治体、関係団体等を対象とした説明会を開催。また、GI登録産品を事例として、申請書の書き方等を解説する「GI登録産品事例報告会」を全国10か所で開催。平成28年度も同様の取組を実施予定。

(登録審査の推進)

- 法律を施行した平成27年6月1日から申請の受付を開始し、同年12月22日には7産品を、本年2月2日には更に3産品を登録。

(登録産品に係る不正監視)

- 農林水産省本省及び地方農政局等に「地理的表示等の不正表示通報窓口」を設置。

地理的表示保護制度の活用等による  
ブランド化の推進

(広報・普及)

- 政府広報や農林水産省広報誌affを活用して制度を広報。平成27年12月の初登録時には、登録産品発表会を開催。平成28年度は、GI登録のメリットに係る調査、GIサミットや展示会等を実施予定。

(人材育成)

- 平成28年度、GI等を活用した地域ブランド化とビジネス化支援のため、ビジネスモデルの構築とそれを支える知的財産マネジメントを実践できる人材の育成を行う予定。

(海外におけるGI保護に向けた取組)

- 農林水産物・食品の主要輸出先20カ国・地域に対して、GIマークの商標登録を出願。

(食と農を活用したインバウンドの推進)

- 観光、海外、広報の有識者による検討会を設置し、地理的表示も活用した多様な農山漁村の食の魅力を、地域の景観等観光資源と一体的に海外発信する取組を「食と農の景勝地(仮称)」として認定する仕組みを検討中。平成28年度以降、認定開始の予定。

(模倣品対策)

- 「農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム」において、中国及び台湾を中心とした東南アジアにおける我が国農林水産物等の模倣品の現地調査を実施。
- 海外における知的財産侵害に係る相談や知的財産情報の収集を行う国別知的財産担当者を9ヶ国・地域に設置。

(地名の商標登録への対策等)

- 中国、台湾、香港において我が国の地名が悪意ある第三者によって商標登録出願・使用がなされていないかを監視。
- 平成28年度は、これらに加え、我が国のGIマークの不正使用対策に取り組む予定。

海外における模倣品対策、地名の商標登録への対策等、知的財産保護の取組の強化

植物新品種の保護強化等の推進

(自家増殖に育成者権の効力が及ぶ範囲の拡大を検討)

- 我が国種苗法において原則として育成者権の効力が及ばない自家増殖について、育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大を図るため「農業者の自家増殖に関する検討会」を開催し、検討中。

(権利侵害対策支援業務の充実強化)

- (独)種苗管理センターにおいて、年間品種登録件数や国際的な流通量が多いカーネーションについて、DNA分析による品種識別サービスを開始。平成28年度は、遺伝子型データベースを作成し侵害時に迅速に対処できる体制を整備予定。

(審査結果の海外提供の無償化)

- 日本の植物品種の海外における品種登録を促進するため、日本における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する体制を整備予定。

(海外での適切な保護のための環境整備を実施)

- 東アジア植物品種保護フォーラムにおいて、平成27年9月に第8回本会合(韓国)を開催。12月にはUPOV(植物新品種保護国際同盟)加盟に向けた意識啓発セミナー(ブルネイ、ラオス、カンボジア)等を開催。

国際標準の戦略的な活用

(HACCPをベースとした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みの構築)

- 平成28年1月に、HACCPをベースとした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みを運営する民間団体が立ち上がったところ。平成28年度は、この仕組みが国際的に通用するものとなるよう、各機関等との調整・交渉、研修、情報収集・調査、情報発信等を支援する予定。

(GLOBALG.A.P.等の普及推進)

- 農業協同組合、農業生産法人等を対象として、記帳の負担軽減のためのICTサービスの利用とGLOBALG.A.P.の認証取得費用を一連で支援。平成28年度も同様の支援を予定。

ICT農業の推進

- ICT技術によってデータ化された熟練農家のノウハウの知的財産としての帰属や保護・活用のあり方等を定めたガイドラインを策定中。平成28年度以降、その普及に取り組む予定。
- 平成28年度、異なるメーカーの農業ICTシステム間の接続性・互換性等を高める実証試験を行い、農業分野のICTシステムの標準化を推進する予定。